

令和2年5月21日

新型コロナウイルスに係る対応策について

学校法人鎮西学園

熊本県からの休校要請を受け、鎮西学園では感染拡大防止の観点から、5月31日（日）まで臨時休校としていましたが、6月1日（月）から学校を再開することとします。これに際し、再感染拡大の兆候が見えた場合の学校における生徒等への対応の基準を、下記の通りとします。

記

- 1 学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの
保護者より、担任（学校）に下記の場合の申し出がある時
 - (1) 生徒等に風邪の症状や発熱
 - (2) 生徒等に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）
 - (3) 上記以外にあって、生徒等（同居者を含む）の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合

- 2 学校保健安全法第20条による臨時休校の措置とするもの
下記の事象が発生した場合は、熊本市保健所の指導のもと、適切に措置する。
 - (1) 生徒等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
 - (2) 同居する保護者等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
 - (3) 教職員（同居者を含む）等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。

- 3 学校が主催する行事について
全校で体育館に集まるような3密の状態を作る行事は、極力回避することを原則とし、実施する場合は、適切な処置を講ずるものとする。
 - (1) 始業式や終業式は、校内放送も含めて適切に判断する。
 - (2) 記念行事等は、実施場所、時間、参加者等適切に判断する。

4 その他

- (1) 上記1により、出席停止措置とした場合は、保護者に対して熊本市保健所「帰国者・接触者相談センター」への相談を行うよう案内を促す。所属の各教職員等についても、同様の症状がみられる場合は出勤を控えさせ、同センターへ相談を行うよう指導すること。
- (2) 上記1により、出席停止措置とした場合は、指導要録上の「欠席日数」にはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- (3) この通知をもととした、保護者への周知を簡潔かつ速やかに実施すること。

【参考】学校保健安全法

第19条(出席停止)

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条(臨時休業)

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。